

## 臨時福祉給付金のご案内

(健康福祉課)

### ○臨時福祉給付金とは

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられます。所得の低い方々への負担の影響に配慮し、暫定的・臨時的な措置として、支給する予定です。

### ○給付対象者

平成26年度分の町民税(均等割)が課税されていない方  
※ただし、次の方は除く。  
・扶養している方が、課税されている場合  
・生活保護制度の被保護者

### ○給付額

・給付対象者1人につき1万円  
・給付対象者で次のいずれかに該当する方は、1人につき5千円を加算

・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者など

・児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等の受給者など

### ○申請・給付手続き

申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村になります。  
※申請・給付手続きについては詳細が決まり次第お知らせいたします。  
また、臨時福祉給付金をよそ

おった振り込め詐欺や個人情報  
報の詐取にご注意ください。

※配偶者からの暴力を理由に避難している人は、事前申出ができません。詳しくは、お問い合わせください。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

## 子育て世帯臨時特例給付金のご案内

(健康福祉課)

### ○子育て世帯臨時特例給付金について

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられます。子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えを図る観点から、臨時的な措置として支給する予定です。

### ○支給対象者

平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者であり、平成25年分の所得が児童手当の所得制限に満たない方

### ○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる児童

※ただし、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等は除く

### ○支給額

対象児童1人につき 1万円

### ○申請・支給手続き

支給対象者は、原則として、基準日(平成26年1月1日)時点の住所地の市町村(特別区を含む)に対して、支給の申請を行います。

※申請・支給手続きについては詳細が決まり次第お知らせいたします。

### ○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G  
☎(84)0006 (直通)

## 不妊でお悩みの方へ

(健康福祉課)

茨城県では、赤ちゃんがほしいけれどもなかなか授からないご夫婦の方々に対し、治療費の助成や不妊症・不育症に関する相談などをお受けしています。

茨城県不妊治療費助成事業の申請に関する情報やよくあるお問い合わせ等については、ホームページをご覧ください。

### ○茨城県保健福祉部子ども家庭課ホームページ

いばらき子育て・結婚ポータルサイト  
URL:[http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01\\_1](http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth01_1)

### ○お問い合わせ

茨城県保健福祉部子ども家庭課  
☎029(301)3257

## 予防接種の接種間隔改正について

(健康福祉課)

4月1日から、四種混合・日本脳炎・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン等の予防接種の接種間隔が改正される予定です。

詳しくは、町公式ホームページをご覧ください。

なお、接種方法等は今までと変更ありません。

### ○接種方法

委託医療機関での個別接種です。直接医療機関に予約のうえ接種してください。

### ○医療機関へ持参する物

・母子健康手帳  
・予診票  
・健康保険証など、氏名や生年月日等が確認できるもの

※接種対象者・接種回数・予診票・委託医療機関につきま

しては、保健センターまでお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

## 若者の就労支援相談会を実施します

(産業課)

「働きたいけど自信がない、コミュニケーションをとるのが苦手」といった若者や、「お子さんの就職などで悩んでいるけ

れど、誰に相談したらよいか分からない」といった保護者の方を対象に、若者の就労支援相談会を実施します。

○日時 4月8日(火)、5月13日(火)

午後2時～午後4時

○場所 多目的集会センター 相談室

○対象 15～39歳までの方、またはその保護者

○相談料 無料

※予約が必要です。相談日前日までに、左記サポートステーションまでご連絡ください。

### ○お問い合わせ

厚生労働省認定事業  
いばらき県西若者

サポートステーション  
☎0296(54)6012

## 就学援助について

(教育委員会)

町内の小中学校に在籍する児童生徒のいるご家庭で、経済的な理由(所得状況等)により就学させることが困難な場合は、学用品費等の一部を援助する制度があります。

詳しくは、4月中旬に教育委員会までお問い合わせください。

### ○お問い合わせ

学校教育G ☎(84)1462